

令和2年6月28日

各都道府県小学生バレーボール連盟
会長・理事長 様

日本小学生バレーボール連盟
会長 工藤 憲
理事長 大内 賢司
競技委員長 大久保 裕二

日本小学生バレーボール連盟における 選手の登録・移籍に関する運用について【連絡】

日本小学生バレーボール連盟では、加盟団体登録及び個人登録規程に基づいた運用について、下記の通りといたしますので、取り扱い及び確認方よろしくお願いいたします。

記

1.移籍全般に関する取り扱い及び確認事項

①同一大会出場の制限

チームを移籍した場合、同一大会期間中（予選から本大会）においては、違うチームで出場することはできない。（加盟団体登録及び個人登録規程第6条第2項）

2.都道府県をまたいでの移籍に関する取り扱い及び確認事項

①他都道府県移籍の報告義務

他の都道府県への移籍については、指定用紙(他都道府県在住選手報告様式)に必要事項を記入し、双方の理事長に届出・報告を行うこと(加盟団体登録及び個人登録規程第3条第4項及び第5条第3項)。なお、報告がない場合は、日本小学生バレーボール連盟コンプライアンス規程第5条に基づき、都道府県小連は処分を行うことができる。

②登録選手数の制限

他の都道府県から移籍した選手(他県からの新規登録含む)が登録選手の三分之一を超える場合は、そのチームを都道府県代表として全国大会出場の推薦はできない。(大会規定)

③コート内出場選手数の制限

他の都道府県から移籍した選手(他県からの新規登録含む)で同時にコートに入ることができるのは、2人までとする。(大会規定)

3.引き抜きに関する取り扱い及び確認事項

①引き抜きに関する制限

前チームの指導者や保護者などからの訴えにより、コンプライアンス違反が認められた場合は、日本小学生バレーボール連盟コンプライアンス規程第5条に基づき、都道府県小学生バレーボール連盟は、該当者を処分することができる。

4.その他

①移籍(希望)先チームの受け入れ選択の自由

他チームの選手から移籍を求められた場合において、移籍先のチームは、入部は合意による行為であり、選手の加入条件も含まれることから、法的にも移籍希望の選手を受け入れるか否かの選択の自由を有していることで、断ることは可能である。(顧問弁護士見解)

以上